

案件	1 港南区下永谷六丁目	2 南区山谷	3 青葉区新石川3丁目B	
適地の検討	1 計画地の概要	7 区分 道路予定区域等 イ 所在（地番） 港南区下永谷六丁目284-42 ほか ウ 面積 271.25㎡ エ 立地・交通 市営地下鉄ブルーライン「下永谷駅」から北へ1.5km オ 用途地域等 準住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道 西側：市道、幅員（歩道両側有）10.0m、舗装有	7 区分 道路予定区域等 イ 所在（地番） 横浜市南区山谷115-8 ウ 面積 103.34㎡ エ 立地・交通 横浜市営地下鉄ブルーライン「吉野町駅」から南南東へ0.8km オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道 西側：市道、幅員（歩道片側有）8.0m、舗装有	7 区分 道路予定区域等 イ 所在（地番） 青葉区新石川三丁目2482-1 ほか ウ 面積 334.65㎡ エ 立地・交通 東急田園都市線「たまプラーザ駅」から南東へ0.5km オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道 南側：市道、幅員（歩道片側有）8.5m、舗装有
	2 周辺地域の概要	中規模一般住宅が多い高台の住宅地域	一般住宅、アパート等が存する住宅地域	一般住宅、アパート等が混在する住宅地域
利用計画の検討	3 建築の可否及び構造	建築可とする 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの ※建築基準法第44条が適用されます。	建築不可とする	建築可とする 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの ※建築基準法第44条が適用されません。
	4 用途又は入札対象施設	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。	自動車駐車場	自動車駐車場
	5 占用期間	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。
	6 留意点	・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・土木事務所の資材置き場との境にフェンスを設置することとし、設置にあたっては港南土木事務所と協議を行うこと。 ・占用範囲内に樹木や切り株が多数有。	・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・占用範囲内に設置されているコンクリート柱等の維持管理等に協力すること。 ・管理範囲に車両が進入しないための措置を講じること。 ・地下5～8mにグラウンドアンカーが設置されているため、杭打ち、掘削及び現地盤を下げるような行為は原則不可。路盤・舗装工事や防護柵等の設置工事は可能だが、詳細については道路管理者と協議を行うこと。 ・車両の乗り入れのため道路施設の形状を変更する場合は、道路管理者と協議を行い、必要な申請を行うこと。	・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
7 その他	・占有者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・総合評価占用入札案件とする。	・占有者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・価格評価占用入札案件とする。 <占用料の額の最低額> 駐車場：5,500円（年/1㎡あたり） （「駐車場法に規定する路外駐車場」の場合は、最低額を半額とする。）	・占有者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。 ・価格評価占用入札案件とする。 <占用料の額の最低額> 駐車場：5,500円（年/1㎡あたり） （「駐車場法に規定する路外駐車場」の場合は、最低額を半額とする。）	

※上記内容を基に、募集要項または占用入札指針を策定します。